

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

(平成24年7月19日旭川市福祉保険部指導監査課)

1 趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 有限会社桜の杜

代表者名 代表取締役 奥野 輝男

所在地 旭川市東旭川町共栄92番地の1

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
桜の杜	就労継続支援A型	障害者自立支援法 平成24年4月1日	旭川市東旭川町東桜岡 263番地12

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

指定取消年月日 平成24年7月31日

サービスの種類	根拠法令
就労継続支援A型	障害者自立支援法第50条第1項第8号

4 処分の原因となる事実

サービスの種類	処分の原因となる事実
就労継続支援A型	有限会社桜の杜は、桜の杜における就労継続支援A型の指定申請の際、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第188条に規定する洗面所及び便所の設備が無いにもかかわらず、設備基準を満たしているものとして偽装した関係書類を提出し、事業所指定を受けたものであるため。